

《書評》

野本禎司・藤方博之編 『仙台藩の武家屋敷と政治空間』

東京：岩田書院、2022年、352頁

モリス, J. F.*

NOMOTO Teiji, FUJIKATA Hiroyuki eds., *Samurai Residences and Political Space in the Sendai Domain*, Tokyo: Iwatashoin, 2022, 352p.

J. F. MORRIS

1. はじめに

本書は、日本史研究全体の潮流を意識しながら、仙台藩における武家社会の屋敷と政治空間についての新しい研究をまとめた一冊である。構成として序章の次に二部に分けられ、第一部では城下武家屋敷の利用形態を、第二部では仙台藩の政治空間と家を扱う論考を五編ずつ配する。第一部では考古学と文献史学の融合により、より立体的な研究成果を目指していることが特徴的である。全体を通して仙台藩の武家社会を新しい分析視角からとらえ研究の深化と拡充をもたらしている。その半面、本書が掲げる仙台藩研究の全体像、そしてその先にある日本近世研究の全体像に対し、特に歴史学と空間論および近世武家の家についてどのような論点を提示しているかという、本書全体としての成果の提示が弱いことが惜しまれる。

2. 序章

本書全体の問題設定と意義、および各論の要点を説明するために「序章」が配されている。まず、近世史研究の近年の動向と本書の問題設定との接点が述べられているが、個別の研究書

*宮城学院女子大学

『東北アジア研究』28号(2024年)、107-114頁、<https://doi.org/10.50974/0002000665>

© 2024 J. F. MORRIS

本著作物は、特に記載がない限り、クリエイティブ・コモンズ 表示 4.0 国際 (CC BY 4.0) ライセンスの下で提供されています。<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>



の紹介に終わっており、こうした個別研究の論点と成果を本書の構想や行論でどのように展開しているか、肝心の内容との関連性は述べられていない。仙台藩研究の扱いても同様で、先行研究の羅列は行われているが、本書によって従来の仙台藩研究がどのようにかわったか、さらにその先に近世の藩政研究の方法論や成果に対しどういった問題提起や成果の主張をするかについて、言及はない。

各論の紹介でも、その内容と主要な成果は述べられているが、仙台藩研究という流れの中での理解が全体としてどのようにかわったかという位置付けはない。この本が分析の枠組みにすえている空間と政治との相互関係性、あるいは家社会としての近世武家社会のあり方が当時の政治との間にどのような相互規定性をおよぼしていたかについての総括もない。

3. 第一部 城下武家屋敷の利用形態の各論について

第一部の各論として、菅野智則第一章「仙台城跡川内地区の土地利用の変遷」、菅野智則・桑田恵子第二章「考古資料からみた仙台北城下の武家屋敷地区」、野本禎司第三章「仙台藩重臣層の武家屋敷の変遷と利用」、藤方博之第四章「法令からみる仙台北城下の武家屋敷」、荒武賢一郎第五章「明治初年における城下の武家地 ——小三区の払い下げ出願を事例として——」が並ぶ。

菅野の「仙台城跡川内地区の土地利用の変遷」は、東北大学の敷地内に含まれる川内地区内の旧武家屋敷地の発掘調査の成果を踏まえたものである。この地区は、多数の沢が背後の山から広瀬川に伸びる山間の地形から、沢を埋め立て大規模な造成を行なって成立したものである。その結果、背後の山林から排出される大量の流水にどう対応するかという課題とたえず向き合う宿命を負うことになった。武家屋敷地跡に確認される池の数々は、単に庭園の一部ではなく、背後の山林から流れ込んでくる水を調整するという重要な役割があったことを指摘している。現在も、川内地区背後の山林から大量の水が放出されるという自然状況はかわらない。「重機やコンクリートを用いて、自然を力でねじ伏せる大規模な工事」(42頁)で対応しようとする現代の対策には、水の流れを調整する観点が欠けていることを指摘し、江戸時代の知恵にみならって川内という場所の地形の特質と自然環境に適合する対策をも取り込むことを提案する。緻密な考古学調査に裏付けられた現代土木工学に対する貴重な提案のように思う。

単焦点で論旨が明確な第一章と違い、菅野・桑田共著の「考古資料からみた仙台北城下の武家屋敷地区」は、川内地区における武家屋敷発掘調査の総合報告書の様子を呈する。この章の結論は、発掘調査には考古学、文献史学、自然科学の関係諸分野から生活史、思想史など多様な学問的領域までを統合してはじめて遺跡がかたる意味を読み取れるというものとなっている。至極ご尤もの主張であり、また、この章を書くうえでの執筆者たちの努力と苦労を暗示するものであるが、本書のテーマである武家屋敷と政治空間についてどのような成果をもたらしたかということについては、本文内の個別項目を逐一確認する必要がある。第二節「建物の構造と屋根」では①仙台北城二の丸、②登米伊達家、水沢伊達家、片倉家という一万石以上の最大規模の家臣の屋敷、およ

び川内地区の③一千石クラスの家臣たちの屋敷跡における建造物の柱跡から、①と②には大規模かつ重量ある(瓦葺きである)建物が多いという類似性は認められるが、一千石クラスの家臣屋敷となると大規模で重量ある建造物は少なく、また、副次的な建物には掘立柱作りのものが幕末期までであったことが確認される。こうした屋敷では表通りに面する門や塀では瓦葺きが用いられることはあったが母屋など敷地内の建物は、柿板などの板葺きが一般的であったとみられる。三節「井戸と出土遺物」では、井戸が廃止されゴミ捨て場と化したあとの堆積物のなかに当時の食器と食生活を示すもののほか、この遺物から、明治初期に武家屋敷が廃止され解体されたときの後片付けを読み取ることができるという、考古学ならでの成果も認められる。第四節「排水・区画施設としての溝と池」では、屋敷周辺の境目に溝が認められ、排水機能と区画線としての機能を指摘している。池については17世紀から18世紀初頭にかけて存在した池の堆積土の変化から、池としての機能が埋土により次第に失われゴミ捨て場へと変化する過程を跡付け、完全に埋め戻される前の状態の池が「健全な居住地の環境とは言い難」ったことを指摘する(76頁)。なお、一般論として地方の城下町において瓦葺き屋根の普及が遅かったとされていると思うが、「大国」を自認する仙台藩の城下町において瓦葺き屋根の普及を藩が精力的に奨励した理由が何であったか、気になる。

野本による第三章「仙台藩重臣層の武家屋敷の変遷と利用」では、代々仙台藩の奉行職(家老職相当)を輩出した16家の重臣の家を中心に江戸時代全期間について検討する。重臣の武家屋敷の変遷については、仙台城にもっとも近い川内と比較的近い片平地区内で役職の就任と離職にあわせて城により近い・遠い位置で屋敷の移動をする事例もあれば長期にわたって同一の屋敷に定住する事例もあるが、重職に就く家柄ではこれらの地区から城下町縁辺への移動はないことを指摘する。これまで、城下町絵図に書かれている屋敷拝領者名をもとに武家屋敷の分布と屋敷移動の変遷の研究は行われてきたが、絵図作成年代のあいだにながい空白期間もあり、野本は、空白期間の移動情報を個別の家に伝わる文書から補充し、空白期間中に絵図から把握できない動きがあることを指摘する。重臣の場合、屋敷地の位置が役職就任の有無という政治的要因によって大きく左右されるが、屋敷地の利用形態は拝領主の家格と知行高に規定されるという別の側面も指摘する。諸家文書から、屋敷地の形を整えるために拝領者同士の屋敷地の一部の相互譲渡が行われていた事実を明らかにする。屋敷の内部構造については重臣たちの屋敷の中には馬場や的場があり、屋敷地内で武術鍛錬が行われていたことも明らかにする。土塀や土塁で囲まれていた重臣たちの屋敷の「武士」としての生き方を支える基盤としての屋敷の役割を指摘する。最後に、一部の重臣がもっていた下屋敷について、これが大名の御狩場への道筋に位置した場合に主人が狩の際に重臣の屋敷を弁当場や獲物・道具の「仕廻しまい」をする場所としてつかい、重臣とその家族との親交と信頼関係を深め、重臣からみれば主人との特権的政治的関係を形成する場となったことを、奉行職の後藤家の文書からあきらかにする。全体として従来の研究からみえてこなかった、重臣層の屋敷のさまざまな機能に明かりを当てるといふ好論であるが、史料の制約からして重臣だけでもその屋敷の全体像を描くに至って事が惜しまれる。

藤方の第四章「法令からみる仙台北下の武家屋敷」では、法令から、藩が家臣たちに求めた武家屋敷のあるべき姿と、武家街内の民政的機能を担った五人組と辻番の組織について検討し、野本論文と合わせると武家屋敷の全体像の片鱗が一部見えてくる。仙台北下町の武家街に対する藩の統制方針の研究は、1953年出版の旧版『仙臺市史』まで遡るが、藤方は、家臣の家の文書から幕末までの法令の変遷を跡付け、その基本形が寛文年間に形成され、享保年間に体系化されほぼ完成したことをあきらかにする。屋敷にかかわる藩法のなかでも、特に重臣層の屋敷の見栄えを求める藩の意識と、屋敷を維持できず修繕を放置して、ときに空き屋敷・更地にして在郷に移住する困窮した家臣たちとの間の利害の対立とそれが生み出す屋敷地内の空き地の存在の指摘が、家臣の在郷屋敷の所持を認める仙台藩の城下町の特徴であると指摘する。第2節では藤方が武家街の社会的秩序と都市インフラの整備・維持を支えた五人組と辻番の形態について明らかにする。町奉行の支配が及ばない武家街において藩がどのようにして秩序を保ったかという問題にメスをいれたことの意味は大きい。

荒武の第五章「明治初年における城下の武家地——小三区の払い下げ出願を事例として——」では、旧仙台北下の北側における旧武家屋敷や藩有地の払い下げ願いから、幕末から明治五年ごろにわたるこの地域における土地利用と所有関係の変化を跡づける。藩政時代の武家屋敷地に対し居住者は借用権しかなく所有権がなかった。あわせて、武家屋敷地のなかに田畑を開拓して農業をおこなう者も少なからずいた。廃藩置県により宮城県が武家屋敷地の払い下げを通して近代的な土地所有関係への移行を促そうとしたが、払い下げの記録から、藩政期においてすでに「武家屋敷地」の実態からかけ離れた土地の利用権関係と利用の実態が成立していたという現実が浮かび上がってくる。根本と藤方論文で指摘された武家屋敷の実態、特に空き屋敷と屋敷地の農地への転用の実態がより立体的にみえてくる。

4. 第二部 仙台藩の政治空間と「家」

第二部の各論として、黒田風花第六章「伊達政宗当主期の意思伝達と家臣——茂庭綱元関係文書の検討を通して——」、清水翔太郎第七章「近世前期仙台北下二の丸中奥の構成員とその処遇」、野本禎司第八章「仙台藩宿老の役割——後藤家文書を中心に——」、藤方博之「登米伊達家『御家政方一件』における家臣団の動向」、荒武賢一郎第十章「給人家中(陪臣)の足跡——岩沼古内氏・中畑家の事例から——」が並ぶ。

黒田の第六章「伊達政宗当主期の意思伝達と家臣——茂庭綱元関係文書の検討を通して——」では、慶長6年から元和4年ころまで伊達政宗の領国支配で中心的な役割を果たした茂庭綱元について、同時代史料に基づいてその役割を検証する。慶長6年とは、政宗が居城を栗原郡岩出山から宮城県仙台に移し、くわえて豊臣政権下で政宗が強いられた伏見での定住から解放された年であった。政宗の留守中に領国支配を任されていた屋代景頼に代わって、綱元が地元と政宗のあいだを仲介する立場となった。黒田は、江戸時代に編纂された後世の史書による先入観を排して、

当時の史料から、政宗が領国の支配体制をどのように築いたか、その中で綱元と他の重臣、とくに奉行職（家老職相当）とされる家臣との指揮系列関係の検証を緻密に行い、綱元が他の重臣より抜きで地位にあったことを確認する一方、綱元を留守居役と断定できる同時代史料がないことを指摘する。また、綱元が家臣団統制と領国支配の具体的な業務にかかわっていたのみならず、政宗の息子たちと政宗自身との伝奏・仲介者として重要な役割を果たしていたことも指摘する。検討の対象を綱元という中心的な人物に絞ることにより論証を明確にしている半面、当時の支配構造の一断面しかみえず、全体の把握にいたるまでの道程はながい。この先の研究の進展に大いに期待したい。その場合、文禄初めから慶長6年まで政宗の留守中に領国支配を担った屋代景頼との比較と、屋代が改易になる慶長12年まで綱元との関係性が重要な論点となろう。もう一つ、黒田は言及していないが、政宗と綱元の間をみると、何で政宗が綱元に奏者という役割を任していたかという点も気になる。このこと自体は政宗に限られたことではなく以前から武家社会で広く見られた慣習であったので説明も要さないようにみえる。しかし、政宗と息子たちとの関係をみると親子以上に、社会的建前として主従関係を基礎にする仕組みになっており、両者のあいだを綱元が介する必要がどこにあつたのか、気になる。また、政宗との強い人格的な結びつきのある綱元であるのに、隠居すると政宗に自分の要望（知行の加増）を伝えるのに「中」という女性を通して伝えているところをみると、親しい関係の相手であっても仲介者・奏者をおくことが当時の習慣であり、かつ、隠居した綱元の奏者が女性であることにも意味があるように思える。

清水の第七章「近世前期仙台城二の丸中奥の構成員とその処遇」は、二代大名忠宗代に建造された仙台城二の丸の構造（小規模であること）を、そこに住む人びと（忠宗の妾とその子ども）の処遇と関連付けて論じる。空間と家という本書の大テーマを有機的に結びつける論として注目される。さらに、家光政権の特徴である、大名に一夫一妻制を強いる当時の幕府の政策の結果、正妻との間の男子が一人しかないままに忠宗が家督を継いでから側妾とその子供たちを囲う空間として二の丸を仙台城に建造したとする指摘は、重要である。この政策のために、忠宗の庶子の兄弟たちが江戸の大名社会のなかで政宗の子息として公然と振舞うことができたのと対照的に、忠宗の庶出の子息たちは仙台で生まれ育ち、忠宗の存命中に江戸に上ることがなかったことが、幕府の政策のためであることを指摘する。その例外が三代大名綱宗となる巳之助であった。実母を幼少のうちに失った巳之助だけが忠宗夫妻の実子として引き取られ育てられたが、親子間の関係が嫌悪でこのことが伊達騒動の引き金となった綱宗強制隠居の遠因となったこと、そしてその親子関係の悪さの背景に庶子として巳之助・綱宗が幼少から受けた嫡出の兄光宗とのあいだの待遇の格差があったことの指摘は、首肯できる。嫡男光宗の夭折により家督を継ぐことになった綱宗が自分の庶出の兄弟を優遇して既存の一家門を頂点とする伊達家内の家・家臣団秩序を再編しようとしていたとする指摘も、綱宗が襲封してどのような政治をおこなおうとしたかという視点への道を切り開く指摘として注目したい。ただし、綱宗生母貝姫の出自について、平川新の指摘と解釈のほうに理があるように思う（平川新著『伊達騒動の真相』、吉川弘文館、2022年、50～60頁）。

野本の第八章「仙台藩宿老の役割——後藤家文書を中心に——」では、これまでその役割と性格が曖昧になっていた「宿老」について明らかにしている。宿老が家格と役職という二つの側面を併せ持つこと、伊達家の正月行事である連歌会と護摩焚きの執行にかかわるといふ新年儀礼の文化的・宗教的行事にかかわったこと、および一門から一族までの門閥家臣層の執成、病氣届、知行地関係諸文書などの行政的な諸届の受理・伝達をおこなっていたことを明確にし、宿老が特定の家に固定されていた理由をあきらかにする。後者の役割については、大番士クラスの藩士の場合、番頭が担う、いうならば、武士身分に対する民政的な行政役割である。門閥層は、少禄の家もいたが全体として番頭を務める知行高・家柄であり、彼ら自身と藩庁との仲介・伝奏する機関が設置されていなかった。門閥家臣と藩との間の仲介者としての役割に宿老が宛てられたとみられる。評者自身は宿老と奉行(家老相当)をかつて混同したことがあり、宿老の性格と役割を整理して明確にした野本の論文はありがたい。ただし、野本の論文は、元禄から宝暦以降の宿老の姿、すなわち遠藤、但木、後藤の三家に宿老が固定されたのちの状況を扱っている。しかし、宿老が戦国時代に由来するのに、但木家は4代綱村、後藤家は7代重村の代に宿老となっており、遠藤家だけが戦国時代以来この役職の由緒をもつ。野本が指摘するように、少なくとも浜田、原田、冨塚、津田の四家がかつて宿老であったが、原田は伊達騒動、津田は7代重村の襲封時の権力抗争での敗北により家断絶となったように、野本が扱っている宿老制度は、綱村・重村によって作られた形のものである。とくに宿老の、門閥層にたいする民政行政的な役割が綱村の親政開始の時期と重なることは、制度的整合性に強いこだわりを持った綱村ならでの新しい役割の付与であった可能性が大きい。また、仙台城での新年行事への参加は、元来、宿老全員が持った役割か、それとも遠藤家初代基信がもとは行者で和歌が得意であったという遠藤家固有の役割であったか、検討の必要があるように思う。野本の論文は、仙台藩の中後期における宿老の性格・役割を明確にすると同時に、戦国時代から重村代までの伊達家譜代層の浮沈と藩政の展開過程で旧来の宿老家が多く断絶・降格されたことの意味とは何かという新しい課題を提示するともみられる。

藤方の第九章「登米伊達家『御家政方一件』における家臣団の動向」では、寛政期に一門登米伊達家において、幼年当主の後見人として送り込まれた親類の直臣が登米伊達家の家政に介入したことをきっかけに発生した家臣団内の対立と藩による事件の裁定と処分を分析する。分析の前提として藤方は登米伊達家家臣団の構成を分析し、①家臣団内の階層と知行高との関係性がゆるく、馬上通りから徒歩士まで、どの階層でもその大部分の知行高が1貫文から200文(10石から2石)ぐらいの間にはいること、②城下町寺池以外の農村部に住む家臣(ただし士分以上で足軽を除く)が全体の約26%に過ぎないこと、③寛政期の家臣団の合計知行高(俸禄を含む)が主家の知行高の37%に過ぎなかったことを指摘する。③については、主家の財政難解消のために宝暦年間に家臣の知行高調整を行った結果、合計高が低くなったと考えられるが、登米伊達家と同じ2,000貫文(2万石)以上の知行地をもつ一門筆頭の角田石川家の家臣団知行の構成は登米伊達家ほど極端ではないにしても士分家臣の大半の知行高が2貫文から200文の間であり家格と知行高との関係性が緩いこと、そして家臣の合計知行・俸禄が主家知行の約47%に収まっていることを示し、

両家ともにその家臣団の構成と編成原理には大同小異の類似性がみられることを指摘する。同じ 2 万石の大名の家臣団と比べると、家臣団の人数は登米伊達・石川家が約 5 倍も多いのに、主家領地高における割合は事例となる大名家では約 57% と推計されることを指摘する。当然の帰結として登米伊達と石川家の家内序列における「士分」相当の家臣の知行高が、単純に言えば大名家臣のほぼ 10% 前後から 2% ぐらいの間であることになる。これらのデータは、一門をはじめ仙台藩の大身家臣の家臣の多さ(大名を基準とすると著しく過大であること)が 17 世紀における、大身家臣による新田開発の主要な推進要因となったとする理解には、再考の余地があることを示唆する。あわせて、伊達宗家に対し陪臣である大身家臣の家臣団の身分的特性を考える上でも重大な論点となると評者にみえるが、藤方の指摘によりこうした論点が見えては来るが、藤方自身の問題関心は、あくまでも天明から寛政初年にかけて登米伊達家内で起こった御家騒動の分析にある。家臣団内の紛争の引き金となったのは、後見役を大名重村から直々拝命した親類の直臣が、登米伊達家幼君生母が別の直臣とふしだらな関係になっていたとの噂を受けその真偽の探索をはじめたことであった。これには一部家臣への不適切な加増などが後づけとして加えられたが、当主生母の貞操というきわめてデリケートな問題を後見人が秘密裏に探索することが登米伊達家家臣内の対立を生み出す原因となった。後見開始後ほどなく元服して村幸と名乗った当主は、自分の母親の貞操を問題にする調査を自家に対する侮辱であるとうけとめ、登米伊達家の門閥家臣や側近と一緒に直臣の調査を問題にして、担当の藩奉行に直訴し一件が藩が裁定する事件となった。一方で、登米伊達家の家政を預かる官僚的な家臣は、大名の命令をうけて捜査する後見人に対する無礼は、主家の主君である大名に対する無礼と同等であるとし、後見人の捜査に協力することの必要性和正統性を主張した。藩の裁定では当主・門閥家臣が体現する登米伊達家への名誉棄損という主張を退け直訴文を認めた直接の責任者(登米伊達家家臣)を流罪に処し、後見人の捜査に協力した官僚型家臣の行動を事実上不問とした。藩からすればこの一件で問われたのは、陪臣である登米伊達家家臣に対する藩直臣(後見人)の身分的優位の保障であり、主君村幸の強い意志をうけて後見人捜査の不当性を訴えた登米伊達家家臣の主君への献身的な忠誠に対する一見不条理な厳罰をこの文脈で課されたと指摘する。評者が別原稿で指摘した通り、陪臣は主君の地位をまもるためにトカゲの尻尾として切り捨てられ門閥家臣自身は法的責任を追及されずその地位を保障されるという構造を藤方も指摘している(モリス、J.F.『近世「留主居」役の世界——武士社会を支える裏方たち』蕃山書房、2015 年、28 頁)。論文の冒頭で藤方が明らかにした、陪臣と大名家臣(直臣)との際立った相違を、藩の司法制度運用のなかの格差として浮き彫りにするという論のすすめ方は、陪臣身分の特性に近づくための有用な手段の一つとなろう。

荒武の第十章「給人家中(陪臣)の足跡——岩沼古内氏・中畑家の事例から——」では、岩沼要害拝領の古内家の館下町の武家地の成立と古内家家臣団の紹介をしてから、家中の畑中家の文書から一家中の家の歴史を紹介する。管見の限り、仙台藩の陪臣層の家の経歴と再生産構造の実態解明にはじめて取り組んだ研究として、その意義は非常に大きい。と同時に、この論稿では仙台藩の陪臣についてのいくつも誤解・事実誤認も含まれているが、筆者の誤解の中にも非常に重要

な問題提起が含まれている。これまでは、仙台藩陪臣層の研究は、陪臣を地方知行制研究の延長線上で進められてきたが、荒武論文は、はじめて、個別的な陪臣家を研究することの意義を示す。重要な事実と論点の提示は数多あるが評者として、次の二点だけを指摘したい。一つ目は、古内家の陪審団と家政機構を、仙台藩の他の重臣と比較して、家ごとにこの二つが編制されており、各家間の相違に家ごとの個性・自律性を見出すことができる。二つ目は、陪臣中畑家の文書の分析を通して、古内家家中および近隣農民への金融を通して蓄財し、古内家への金融・献金によって中下級役人の地位から上級家臣に昇進しその過程の中で、次第に武士的な教養と性格（仙台屋敷に定めて、陪臣身分ながら藩校養賢堂で勉強して主家の教育係となり、維新戦争で実戦部隊の指揮官となる）を中畑家が強めていったことを明らかにしたことに、仙台藩陪臣についての重要な情報や示唆が随所に含まれている。中畑家は、古内家家臣団の中で特異な存在であったであろうが、藤方論文で取り扱った登米伊達家の騒動の背景に、主家への献金によってある側用人が知行地加増をうけたことが問題視されたことを想起されたい。金融に長けた家臣は家臣団の中で特異な存在ではあったであろうが、どの直臣でも自分の家臣団にこうした人材を必要としたこと、そしてこうした金融侍の家臣団内の昇進が摩擦を生み出す場合もあったことが推察される。中畑家の婚姻関係も家臣団内での身分上昇によりかわり、養賢堂での学習もふくんで陪臣と藩直臣との関係性の問題を提起する。荒武は中畑家にも家臣（「又下中」）の存在したことをも指摘するが、彼らは形式は武家奉公人でありながら、主人の金融業を支える役割と、「手作地」（自作農地）という名目になっていた知行地の農業経営を監督する二つの役割もあったはずであろう。荒武は、中畑家の史料から直接的に読み取れる情報以上は書かないが、指摘される事実のどれをとってもその背景には仙台藩における身分の建て前と実態のずれ、そして陪臣の家が主人（直臣）の家の存立とどうかかわったか、さらに地域社会のなかでどのような役割をはたし地域社会内の諸身分とどういう関係をもっていたかという、従来の仙台藩研究の枠組みでまったく想定されていない、重要な問題群が見えてくる。その関係で、本書で仙台藩の身分制の基礎となっている士分・凡下の区別を十分に理解していないこと（p.4で城下町の「町」を町人住居区としているが、凡下住居区とするのが正しい。鉄砲町、弓ノ町などは、町民住居区ではない）、中畑家知行地（手作り地）からの年貢を中畑家が受け取ったと理解していることなど、細かいところでは間違いも多いが、逆にいえば、このように研究者が誤解するだけ、仙台藩の陪臣層の実態についての研究には至らないところがそれだけ大きいともいえる。

最後になるが、本書にの最後に、個別の研究論文の紹介を越えて、この本が表題の仙台藩の武家屋敷と政治空間、そして仙台藩の身分制についてどのような成果を提示し、そしてどのような課題への展望を開いたかという全体の総括がないことが惜まれる。本書の諸論文は、仙台藩の個別テーマについて研究を深めるものとなっているが、それを深めて仙台藩の「特異性」を際立てるほど「日本史」という大本流から遠ざかっていくようにもみえる。本書の実証研究を日本史研究の一部として位置づけるためには、仙台藩の個性・独自性から逆に当時の日本のあり方を映し出そうとする努力も必要であろう。執筆諸賢の今後の研究に期待したい。